

5 四通研第 4 号  
令和 5 年 7 月 1 4 日

四国旅客鉄道株式会社 様

四国地区高等学校通信制教育研究会  
会長 都築 吉則  
全国高等学校通信制教育研究会  
会長 永浜 裕之  
(東京都立新宿山吹高等学校統括校長)  
【公 印 省 略】

## 要望書

### 貴社規程の「学校及び救護施設指定取扱規則」における 通信による教育を行う学校への特例措置の検討について

高等学校教育の実践に当たり、生徒の通学における安全確保並びに経済的な支援につきましては、日頃から格別のご理解を賜り、関係者一同、心より感謝を申し上げます。

私どもは通信による教育を通して、子供たちの修学のための教育活動を実践している通信制高等学校の集まりで、全国 7 地区の高等学校通信制教育研究会とその統合の全国高等学校通信制教育研究会（以下、両会合わせて「本会」と称する。）でございます。本会加盟の各校は、昭和 21 年に改訂された定時制・通信制の高等学校の施行規則に則り、勤労青少年の修学の場として認可されているものです。その学校の中で就労後の夜間帯を活用した定時制の外に、就業時間帯が夜間であったり、遠隔地であったりすることで通学に困難を生じている勤労青少年に対しての、通信を手段とする教育実践の場が、私ども通信制高等学校となります。

通信による教育は、制定されている「高等学校通信教育規定」と「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づき実施されております。基本として、生徒は高等学校の各教科、科目の内容を自学自習で修得していきます。そのために学校は生徒に規定数のレポートの提出を課し、その添削で理解を支援するとともに、生徒の中に生じた疑問を解消するための面接指導を対面で行います。そして、その定着をテストによって図り、単位修得を認めるという図式になります。この面接指導は対面で行うため、生徒の通学日は基本的に週 1 日と各校の学則に定めてあります。通信制を設置している高等学校では、就労状況や居住地を鑑み、面接指導日を週 2 回設定し、そのいずれかに通学するようにしています。この通学に対して、これまで貴社より、貴社営業規則「第 2 編 旅客営業 第 2 章 乗車券類の発売 第 4 節 普通回数乗車券の発売 第 39 条」に基づき、通学用割引普通回数乗車券を販売して頂いておりました。これは、貴社が分割民営となる前からの生徒に対する支援であったと心得ております。

しかし、昨今貴社の規程に基づく指定学校に該当しないということで、回数券の購入ができない生徒が出てまいりました。本会でも貴社規程・規則を精査させていただいたところ、指定学校と認定する条件に、前述のような通信を手段とする教育実践では到底充足できない条件が含まれておりました。そこで、本会といたしましては、下記につき、貴社に要望させていただきます。

## 記

貴社の「学校及び救護施設指定取扱規則」第 2 章第 3 条の条文の中の「(2) 授業時数は、1 年間に 700 時間以上を基準として定めていること。」 「(7) 1 週間の授業日数は 5 日以上、1 週間の授業時数は 18 時間以上となっていること。」の 2 つの条件について、「通信による教育を行う学

校の通信教育部を除く」というような、特例措置を、回数券購入を限定として検討すること。

または、同3条条文の「前条第1項第1号ただし書及び」の記述を削除し、ただし書きで分類される「通信による教育を行う学校の通信教育部」について、新たな条文中で回数券の購入に限定して条件を指定することを検討すること。

## 要望趣旨

この通信制制定当初に対象としていた勤労青少年は、時代の変化の中で、数は減少しております。しかし、その代わりに近年増加しておりますのが、不登校経験者、全日制高等学校中退者、特別支援教育を必要とする生徒など、教育上の困難を抱える生徒や自己の進路実現のための選択肢として通信制を選択する生徒です。各校は、この多様な背景や経験、目的を持つ生徒に対して、丁寧な対応をするために、面接指導日を増やしたり、レポート作成を支援する日と場所を提供したりと様々なコースや方策を工夫しております。昨今の通信制高等学校に在籍する生徒数は23万人を超えております。この入学者の増加の一因には、コロナ禍におけるオンライン授業の経験が、生徒に修学の方法の選択肢が多様であることを認識させ、自己の進路実現の道筋として通信制を選択する生徒が増えたことによるものと思います。このように通信制高等学校の存在価値は、従来の勤労青少年の教育の場とは別に、ますます高まってきております。

今、通信制高等学校に入学してきている生徒には、多様な入学動機と卒業目標、そして、自分自身が計画する学習計画があり、面接指導や試験等のために一定程度通学することが必要ですが、その通学回数については、学校・生徒により様々です。こうした多様な生徒が等しく通学費負担の軽減を図られるようにしていくことが、全ての生徒の学びの保障へとつながります。

このため、通信制高等学校に通う生徒がその通学形態に応じて柔軟に通学費負担の軽減が図られるよう、貴社からもこれまでご協力いただいていたものと思っております。面接指導日の交通手段として、貴社の通学回数券を使用している生徒は多くいます。今回のように、通学回数券の購入不可による交通手段の経費増がその足かせになり、学校から遠のくようになることは決してあってはなりません。加えて、自らの心の悩みや、進路の悩みなど学校とのつながりの中で解決していく課題は決してリモートの世界では達成できません。そのために、学校を居場所と認識するように教員は生徒と接し、学校に通学するように促してきています。それに応え、面接日以外でも通学するようになってきている生徒も多くいます。連携協力施設に通うことも、引きこもりからの脱却であり、その契機においても通学回数券の存在は大きな支えになるものと言えます。

ところが、標題にあります貴社の「学校及び救護施設指定取扱規則」第2章の指定学校の規程に通信制の学校が学校教育法1条に規定する学校であっても、ただし書きで記述される学校として分類されております。そして第3条は、ただし書きに分類される通信制学校と1条校以外の公立学校等、通学定期券を必要としている学校とを並列において指定学校と認定する条件が記載されています。当然後者の学校は通学定期券を必要としている、ほぼ毎日登校することを義務付けている学校ですから、記載されている条件をすべて網羅する必要がある、かつ満たしていると考えられます。しかし、前述のような教育活動を実施する通信制の学校においては、条件のうち次の2点が抵触します。

(2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること。

(7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時数は18時間以上となっていること。

この2点は通学定期券を必要としている学校または通信制の学校であっても週5日の登校コースを設置している学校が対象となるものです。週1日を面接指導日としている学校は回数券を必要としているのであって、通学定期券の必要性を確認するこの条件は到底満たすことはできません。

そこで、貴社の指定学校を決める規則において、第3条の条文について、上記の要望としてまとめさせていただいた点をご検討いただき、加えて通信制高等学校に通う生徒がその通学形態に応じて柔軟に通学費負担の軽減が図られるよう、通学定期券に係る指定学校の要件についても緩和の方向で、格別のご高配を賜りますよう切にお願い申し上げます。